

# 暮らしサポート



消費生活に関する  
問合せ・相談は消費  
生活センターへ

見守りと気づきで  
認知症等高齢者の  
被害を防ごう



- チエックポイント
- 【住まいの様子】
- 不審な契約書、請求書等の書面や、宅配業者の不在通知等はないか。
  - 不審な健康食品やカニ等がないか。
  - 新品のふとん等、同じような商品が大量にないか。
  - 屋根や外壁、電話機周辺等に不審な工事の形跡がみられないか。
  - 通信販売のカタログやダイレクトメール等が大量にないか。
  - 複数社から配達された新聞や景品類等がないか。

- 不審な業者が出入りしている形跡はないか。
- 【高齢者本人の言動や態度等】
- 不審な電話のやり取りや、電話口で困っている様子はないか。
- 生活費が不足する等、お金に困っている様子はないか。
- 預金通帳等に不審な出金の記録はないか。

## 【ひとこと助言】

右記のチエックポイントを参考に、認知症等高齢者の住まいの様子や言動等に日ごろから注意を払いましょう。困ったときは、消費生活センター等にご相談ください。家族や周囲の方も相談することができまます。(国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋)

## 「今より安くなる?」 遠隔操作によるプロバイダ 変更勧誘に注意

「今契約しているプロバイダより必ず安くなるから乗り換えませんか」と電話で勧誘され、承諾した。その後、業者の電話

による指示に従い、パソコンでプロバイダのホームページ画面を開くと、遠隔操作でプロバイダの変更が行われた。変更後、これまで契約していたプロバイダの料金を確認すると、新しい契約先のほうが高額になることが分かった。解約を申し出たが「きちんと説明している。解約には、違約金1万5千円が必要」と言われた。

(当事者：60歳代男性)

## 【ひとこと助言】

電話で大手電話会社名をかたる等して、インターネットに接続するためのプロバイダ契約の変更を持ち掛け、遠隔操作で設定変更をする勧誘方法に関する相談が急増しています。「今より安くなる」等と勧誘されても、契約前に契約内容に関する書面を求め、はっきり理解できなければ承諾しないでください。知らない間にオプション等を申し込んだことになっているケースもあり、注意が必要です。

プロバイダ等の契約は、法律上のクーリング・オフ制度

はありません。困ったときは、早めに消費生活センター等にご相談ください。(国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋)

## 司法書士による無料法律相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、消費生活に関する相談が無料で受けられます。なるべく事前にご予約ください。

- ◇開催日時 平成27年1月9日(金)午前9時30分～午前11時30分
- ◇会場・受付 美浦村消費生活センター

## 食の安全サポートワークショップ

地域住民の健康づくりに関するボランティア活動で活躍されている食生活改善推進員さんをお招きして、地産食材を使った体に優しいランチを教えてくださいいただきます。

## 【メニュー】

- ・手打ちうどん
- ・小豆入りゼリー



- ◇開催日時 平成27年1月15日(木)午前9時30分～午後1時
- ◇場所 保健センター

## 消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター (消費生活相談全般) ☎885-7141 (直通)  
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時  
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。  
都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。)
- ◇消費者ホットライン (全国共通ダイヤル) ☎0570-064-370
- ◇県警悪質商法110番 (訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談)  
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379



- ◇参加費 300円
- ◇募集人数 12名
- ◇持ち物 エプロン、三角巾
- ◇申込方法 12月24日(水)までに村消費生活センターにお申込みください。